

重要

ゆい くに
大野市結の故郷奨学金

奨学金返済の手引き

結の故郷奨学金制度は、
大野市に居住する方の子弟に奨学金の貸し付けを行い、
保護者の経済的負担を軽減するとともに、
ふるさと大野への帰郷を促進することを目的とした制度です。
大野市に帰郷し居住する場合は、その期間の返済額を2分の1に減額します。
配偶者とともに大野市に居住する場合は、その期間の返済を免除します。
(いずれも、住民登録が必要です。)
ぜひ減免制度をご利用ください。



なお、卒業後、返済していただく返済金は、
再び後輩の奨学金として活用されます。
納期限までに遅れることなく返済してください。

この手引きは、返済が完了するまで大切に保管してください



大野市教育委員会 教育総務課

〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号
電話0779-66-1111 内線2801~2803

目 次

返済のおぼえがき	2
1 はじめに	3
2 奨学金の返済期間、返済方法等	4
3 返済の猶予、減額、免除	5
4 返済の督促	7
5 各種届出のための用紙	8
様式第 2 号 連帯保証人変更承認申請書 (連帯保証人を変更するとき)	9
様式第 1 2 号 在学による返済猶予申請書 (大学、大学院等に在学するとき)	10
様式第 1 3 号 帰郷等による返済額減額申請書 (大野市に住民登録し、かつ居住するとき)	11
様式第 1 4 号 婚姻による返済免除申請書 (婚姻の届出をし、配偶者とともに大野市に住民登録し、かつ居住するとき)	12
様式第 1 6 号 特別の理由による減免措置等申請書 (奨学生が死亡したとき) (奨学生が労働能力を喪失し、又は高度の制限を有することとなったとき)	13
様式第 1 8 号 異動届 (奨学生、保護者、連帯保証人等の氏名、住所等に変更があったとき) (返済金の減免、猶予を受けている場合で、その要件を欠いたとき)	14
様式第 1 9 号 現況届 (返済金の猶予、減額及び免除を受けているとき) ※毎年 4 月 1 日の状況を 4 月 1 5 日までに報告	15

返済のおぼえがき

返済決定通知を受け取られたら、返済の明細内容を記入し、返済の方法を忘れないようにしてください。

奨学生番号	
返済金額	
返済期間（10年間）	
返済回数	40回
1回あたりの返済金額	
初回返済の納期限	年 月
最終返済の納期限	年 月
期ごとの納期限	第1期 5月31日 第2期 8月31日 第3期 11月30日 第4期 2月末日
連帯保証人1	
連帯保証人2	

※ 結の故郷奨学金制度の事務は、すべて奨学生番号で整理されています。
各種届出、連絡などの際は奨学生番号が必要ですので、記載しておきましょう。

1 はじめに

奨学金の返済にあたって、次のことを必ず守りましょう。

(1) 納期限を守りましょう。

返済明細表に基づいて、期限を守って返済してください。

返済明細表の記載内容を、「返済のおぼえがき」に転記しておきましょう。

(2) 住所や氏名、連帯保証人等に異動があったら、届出をしましょう。

納入通知書等、重要な書類を確実にお届けするため、必ず、異動届を提出してください。

また、連帯保証人に異動がある場合も、必ず届出をしてください。

(3) 返済が困難になったら、手続きをしましょう。

進学や傷病その他やむを得ない事由により納期限までに返済することが困難になった場合は、奨学金の返済期限を猶予したり、返済額を減額したりすることができます。事前に届出をしてください。

(4) 返済金の領収書等は大切に保管しましょう。

大野市教育委員会からは、領収書の発行はいたしません。

金融機関が発行する領収書が返済を証明する証拠書類になります。大切に保管してください。

2 奨学金の返済期間、返済方法等

奨学金は、貸与開始のときにあなたが提出した誓約書と返済明細書に基づいて、10年間以内に全額を返済してください。

(1) 返済期間

結の故郷奨学金の返済期間は、原則10年以内の均等分割返済です。
貸与期間が終了した年の翌年の4月から3か月ごとに返済してください。

(2) 返済方法

①歳計外現金納付書

金融機関の窓口で納付できます。手数料はかかりません。

取扱金融機関：福井銀行、越前信用金庫、北陸銀行、福邦銀行、テラル越前農業協同組合、北陸労働金庫の各支店

※上記以外の金融機関では、歳計外現金納付書の取扱いができないか、手数料の負担が必要です。

②郵便振替依頼書

全国のゆうちょ銀行の窓口で納付できます。手数料は30円です。

郵便振替依頼書での返済を希望される方は、大野市教育委員会教育総務課へご連絡ください。

(3) 納期

返済金は、毎年度4期に分けて納付してください。

- 第1期 5月31日まで
- 第2期 8月31日まで
- 第3期 11月30日まで
- 第4期 2月末日まで

※納期の末日が土曜日、日曜日または祝日等にあたる場合は、その翌日を納期の末日とします。

(4) 一括返済・繰上げ返済

奨学金は一括返済または繰上げ返済をすることができます。

返済途中で残額を一括返済したい場合、または当初の返済計画以上に返済したい場合は、随時、大野市教育委員会教育総務課へご連絡ください。

3 返済の猶予、減額、免除

下記に該当する場合は、返済の猶予、返済額の減額、免除を受けることができます。
該当する方は、巻末の様式を使用し、申請書と添付書類を提出してください。

オンライン申請について



各種届出・申請はオンラインでも手続きできますので、ぜひご利用ください。
詳細は、左のQRコードから、大野市ウェブサイトをご確認ください。
<https://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/kyoikuiinkai/shogakukin.html>

(1) 在学による返済の猶予

奨学生が、貸与期間の終了後、大学等または大学院に在学する場合は、返済を猶予することができます。

※在学による猶予期間が終了したときから返済が始まります。

(2) 帰郷等による返済額の減額

奨学生であった方が、返済期間内に大野市に住民登録し、かつ居住する場合は、その期間の返済額を2分の1に減額することができます。

※ただし、返済期間内に大野市から転出したり、居住しなくなった場合は、特別な理由がない限りこの措置を取り消します。

(措置が取り消されたときから、減額前の金額の返済が必要です)

(3) 婚姻による返済の免除

奨学生であった方が、返済期間内に婚姻の届け出を行い、配偶者ととも到大野市に住民登録し、かつ居住する場合は、その期間の返済額を免除することができます。

※ただし、返済期間内に大野市に居住しなくなった場合や婚姻を解消した場合は、特別の事情がない限りこの措置を取り消します。

(措置が取り消されたときから、免除前の金額の返済が必要です)

(4) 特別の事情による返済の免除

①奨学生が死亡した場合

奨学生が死亡した場合は、死亡した日の属する月以降の返済を免除することができます。

②奨学生が精神または身体の障害など特別な理由により労働能力を喪失し、または労働能力に高度の制限を有し、返済が困難である場合

(i) 労働能力に高度の制限を有する場合であって、かつ回復の可能性が見込める場合には、3年を限度として、当該制限を有する期間の返済を猶予することができます。

(ii) 労働能力を喪失し、または労働能力に高度の制限を有する場合であって、かつ症状が固定し、回復の可能性が見込めない場合は、返済額を2分の1に減額することができます。

3 返済の猶予、減額、免除

(5) 申請書・添付書類の提出・問い合わせ先

〒912-8666

福井県大野市天神町1番1号

大野市教育委員会教育総務課 (大野市役所2階 25番窓口)

電話：0779-66-1111 (内線2801～2803)

4 返済の督促

納期限までに返済されない場合は、奨学生本人に督促しますが、それでも返済がされない場合は、保護者、連帯保証人に請求することになります。必ず納期限を守って納付してください。

また、奨学生が正当な理由がなく奨学金の返済を怠ったときは、大野市諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例の規定により、延滞金を徴収します。

5 各種届出のための用紙

以降のページに様式がついています。コピーしてお使いください。

(各種届出・申請は5ページでご案内しているオンライン申請もご利用いただけます)

(1) 異動があったとき提出

異動事項	申請様式	添付書類
奨学生、保護者、連帯保証人等の氏名、住所等に変更があったとき	様式第18号 ⇒14ページ 「異動届」	事実が生じたことを証明する書類 (戸籍抄本、住民票の写し、免許証や保険証の写しなど)
返済金の減免、猶予を受けている場合において、その要件を欠いたとき	様式第18号 ⇒14ページ 「異動届」	事実が生じたことを証明する書類(戸籍抄本、住民票の写し、免許証や保険証の写しなど)
連帯保証人を変更するとき	様式第2号 ⇒9ページ 「連帯保証人変更承認申請書」	変更後の連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書

(2) 返済金の減免、猶予を申請するとき提出

異動事項	申請様式	添付書類
大野市に住民登録し、かつ居住するとき	様式第13号 ⇒11ページ 「帰郷等による返済額減額申請書」	なし
婚姻の届出をし、配偶者ととも到大野市に住民登録し、かつ居住するとき	様式第14号 ⇒12ページ 「婚姻による返済免除申請書」	なし
奨学生が死亡したとき	様式第16号 ⇒13ページ	当該事実を証明する書類 (住民票除票、医師の診断書など)
奨学生が労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有することとなったとき	「特別の理由による減免措置等申請書」	
大学、大学院等に在学するとき	様式第12号 ⇒10ページ 「在学による返済猶予申請書」	在学証明書

(3) 返済金の猶予、減額及び免除を受けている場合に提出

※毎年、4月1日の状況を4月15日までに提出してください。

	申請様式	添付書類
毎年度の現況を届け出	様式第19号 ⇒15ページ 「現況届」	なし

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

奨学生

氏 名

結の故郷奨学金の貸与を受けるにあたり、連帯保証人を変更したいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第3条第2項の規定に基づき申請します。

変更前	氏 名		生年月日	年 月 日生
			本人との続柄	
	住 所	〒 -	自宅電話番号	
			勤務先	
		勤務先電話番号		
変更後	氏 名		生年月日	年 月 日生
			本人との続柄	
	住 所	〒 -	自宅電話番号	
			勤務先	
		勤務先電話番号		
変更理由				

備考

- 1 変更後の連帯保証人の氏名は、自署してください。
- 2 変更後の連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の生計を別にする方としてください。

帰郷等による返済額減額申請書

年 月 日

大野市長 様

奨学生番号 第 号

住 所

申請者

氏 名

大野市結の故郷奨学金貸与条例第10条第4号の規定により結の故郷奨学金の返済額の減額を受けたいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第10条第4項の規定に基づき申請します。

なお、この申請内容を審査し、返済に係る減免措置の要件の有無を確認するために必要な範囲内において、大野市長が公簿により申請者の住民登録に係る情報を得ることに同意します。

大野市在住に係る申告事項	<input type="checkbox"/> 在学時より引き続き大野市内に在住している
	<input type="checkbox"/> 貸与期間終了後、 年 月 日から大野市内に在住している
勤務先の名称	
勤務先の所在地	
勤務先の電話番号	

備考 該当する□の中にレ印を記入してください。

婚姻による返済免除申請書

年 月 日

大野市長 様

奨学生番号 第 号

住 所

申請者

氏 名

大野市結の故郷奨学金貸与条例第10条第5号の規定により結の故郷奨学金の返済の免除を受けたいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第10条第5項の規定に基づき申請します。

なお、この申請内容を審査し、返済に係る減免措置の要件の有無を確認するために必要な範囲内において、大野市長が公簿により申請者及び配偶者の住民登録に係る情報を得ることに同意します。

婚姻した日	年 月 日
申請者本人の大野市在住に係る申告事項	<input type="checkbox"/> 在学時より引き続き大野市内に在住している <input type="checkbox"/> 貸与期間終了後、 年 月 日から大野市内に在住している
配偶者の大野市在住に係る申告事項	<input type="checkbox"/> 5年以上前から大野市内に在住している <input type="checkbox"/> 年 月 日から大野市内に在住している

備考 該当する□の中にレ印を記入してください。

特別の理由による減免措置等申請書

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

奨学生

氏 名

（奨学生との関係： ）

大野市結の故郷奨学金貸与条例第11条の規定により結の故郷奨学金の減免措置等を受けたいので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第11条の規定に基づき申請します。

<p>申請内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 免除</p> <p><input type="checkbox"/> 返済額の減額（2分の1）</p> <p><input type="checkbox"/> 返済の猶予（ 年 月まで）※3年を限度とする</p>
<p>申請事由</p>	<p>奨学生又は奨学生であった者が、</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡したため</p> <p><input type="checkbox"/> 労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有することとなったため（具体的内容を記入すること）</p>
<p>上記の事実が生じた日</p>	<p>年 月 日</p>

備考

- 1 該当する□の中にレ印を記入してください。
- 2 上記の事実が生じたことを証明する書類を添付してください。

異 動 届

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

奨学生

氏 名

(奨学生との関係 :)

申請事項等に変更又は異動がありましたので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届けます。

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は住所の変更 <input type="checkbox"/> 学籍の異動等 <input type="checkbox"/> その他
具体的内容	
上記の事実が生じた日(又は予定日)	年 月 日

備考

- 1 該当する□の中にレ印を記入してください。
- 2 上記の事実が生じたことを証明する書類を添付してください。

現 況 届

年 月 日

大野市長 殿

奨学生番号 第 号

住 所

奨学生

氏 名

大野市結の故郷奨学金貸与条例第10条第3号から第5号までに規定する猶予、減額又は免除の措置を受けていますので、大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則第13条の規定により、4月1日の状況を次のとおり届けます。

受けている措置	<input type="checkbox"/> 返済の猶予（条例第10条第3号） 大学又は大学院に在学している <input type="checkbox"/> 返済額を2分の1に減額（条例第10条第4号） 市に住民登録を有し、居住している <input type="checkbox"/> 返済を免除（条例第10条第5号） 配偶者とともに市に住民登録を有し、居住している
---------	--

備考 該当する□の中にレ印を記入してください。

MEMO

大野市教育理念

明倫の心を重んじ
育てよう

大野人 おおのびと

